

武情審答申第 29 号
平成 31 年 1 月 16 日

武蔵野市長 松 下 玲 子 殿

武蔵野市情報公開・個人情報保護審査会
会長 室 井 敬 司

答 申

1 当審査会の結論

審査請求人（以下「請求人」という。）の平成 30 年 3 月 29 日付け自己情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して武蔵野市長（以下「実施機関」という。）が同年 4 月 9 日付けで行った「当該自己情報を保有していない」旨の決定（以下「原決定」という。）は、妥当である。

2 本件の概要

(1) 請求人の本件開示請求

本件開示請求は、武蔵野市個人情報保護条例第 25 条第 2 項の規定にもとづき、請求人が実施機関に対して提出した請求人の印鑑登録証明書交付申請書、印鑑登録廃止関係申請書及び証明書カード・暗証番号廃止関係申請書（以下「本件各文書」という。）の自己情報開示の請求を求めたものである。

(2) 原決定の内容

実施機関は、平成 23 年 11 月 29 日に請求人が武蔵野市（以下「市」という。）から他地へ転出するまでの間に実施機関へ提出した本件各文書については平成 29 年 4 月 3 日までに廃棄・消去されていること、平成 24 年 9 月 5 日に請求人が市へ再転入してから原決定時までの間に請求人から市への印鑑登録が行われていないこと、の二点を理由に原決定を行ったものである。

(3) 請求人の本件審査請求

請求人は、原決定は納得できないとして、本件審査請求を行った。

3 当審査会の判断

(1) 後記実施機関提出資料目録 1 掲記の資料によれば、請求人が平成 15 年 8 月 28 日以降武蔵野市内を住所とする住民登録をし平成 23 年 11 月 29 日に市外へ転出したこと（この間を「本件前住期間」という。）、その後平成 24 年 9 月 5 日に市に再転入以降（この間を「本件後住期間」という）同市内を住所とする住民登録していたことは明らかである。

(2) 武蔵野市印鑑条例（以下「印鑑条例」という。）第 8 条並びに武蔵野市印鑑条例施行規則（以下「印鑑条例施行規則」という。）第 6 条第 1 項及び第 10 条によれば、実施機関は、市に住所を有する者（武蔵野市民）が登録申請を行った印鑑登録についてはその内容を印鑑登録原票に登録

し、印鑑登録廃止申請があった印鑑登録については抹消事由と抹消年月日が記載された除印鑑登録原票として登録し、かつ、印鑑登録原票及び除印鑑登録原票のいずれについてもその内容を市の電子計算組織に登録して保管するものとされている。さらに、印鑑条例第15条第3号及び印鑑条例施行規則第9条によれば、市に印鑑登録をしていた者が市外に転出（転出届の提出）したときは、実施機関は当該人の印鑑登録を抹消しその旨の除印鑑登録原票を作成して電子計算組織に登録すべきものとされている。

また、昭和49年2月1日発自治省行政局振興課長の都道府県総務部長宛「印鑑登録証明事務処理要領」と題する通知の内容に従って、市でも、「印鑑登録原票の除票の保存期間は5年」とする事務処理を行ってきていることが認められる。

- (3) 上記(1)及び(2)の事実と後記実施機関提出資料目録2掲記の資料を総合すると、請求人が本件前住期間内に市に対して提出した本件各文書は、保存期間満了により平成28年11月29日から平成29年4月3日までの間に廃棄処分されたとの実施機関の説明は合理性があり、信用すべきものである。
- (4) 本件後住期間に関する本件各文書の開示請求について、実施機関は、請求人がこの期間中に市に対して印鑑登録申請を行っていない（したがって同登録廃止申請も行っていない。）としており、請求人も、この間に本件各文書を市に提出したと推認させる資料を何ら当審査会に提出していない。
- (5) 上記(4)に加え、行政機関が保有している文書等の開示請求については、当該行政機関が当該文書を保有していることが開示請求権の成立要件とすべきものであること（最高裁判所平成26年7月14日付第二小法廷判決、民集247号63頁参照）に照らし、本件各文書全部について、これらがなお存在していることを前提として原決定の取消しを求める請求人の本件審査請求は容認できない。
- (6) よって、前記1のとおり結論する。

4 審査の経過

年月日	審議経過
平成30年6月27日	諮問
平成30年7月4日	実施機関より理由説明書收受
平成30年8月21日	審議（第15期第7回審査会）
平成30年10月4日	実施機関より資料收受
平成30年10月5日	審議（第15期第8回審査会）
平成30年11月19日	審議（第15期第9回審査会）
平成31年1月16日	審議（第15期第10回審査会）

実施機関提出資料目録

- 1 申請人に係る武蔵野市世帯情報（電磁的記録）インデックス
- 2 武蔵野市総務課平成 29 年 5 月 24 日決裁の「平成 29 年度文書廃棄について（報告）」及び同平成 30 年 5 月 30 日決裁の「平成 30 年度文書廃棄について（報告）」に関する各起案書（処理状況一覧表 4 葉及び溶解証明書 2 葉添付）

以上